

# あったか訪問看護ステーション「訪問看護及び介護予防訪問看護ご利用料金表」

別紙料金表①

1単位：11.12円（横浜市⇒2級地）

（R3.10月改正）

介護予防訪問看護費	サービス提供時間		サービス内容	単位数	金額	利用者負担(1割)*2	利用者負担(2割)*2
	所要時間30分未満の場合		介護予防訪問看護 I 2	450	5,004円	501円	1,001円
所要時間30分以上1時間未満の場合		介護予防訪問看護 I 3	792	8,807円	881円	1,762円	
所要時間1時間以上1時間30分未満の場合		介護予防訪問看護 I 4	1,087	12,087円	1,209円	2,418円	
PT・OT等による訪問の場合(20分)		介護予防訪問看護 I 5	283	3,146円	315円	630円	
PT・OT等による訪問の場合(40分)		介護予防訪問看護 I 5×2	566	6,293円	630円	1,260円	
PT・OT等による訪問の場合(60分) ※1日に2回を超えて実施する場合は50/100 ※利用開始月から12月超の介護予防訪問看護を行った場合、1回5単位を減算		介護予防訪問看護 I 5・2超	426	4,737円	474円	948円	
訪問看護費	サービス提供時間		サービス内容	単位数	金額	利用者負担(1割)*2	利用者負担(2割)*2
	所要時間30分未満の場合		訪問看護 I 2	470	5,226円	523円	1,046円
	所要時間30分以上1時間未満の場合		訪問看護 I 3	821	9,129円	913円	1,826円
	所要時間1時間以上1時間30分未満の場合		訪問看護 I 4	1,125	12,510円	1,251円	2,502円
	PT・OT等による訪問の場合(20分)		訪問看護 I 5	293	3,258円	326円	652円
	PT・OT等による訪問の場合(40分)		訪問看護 I 5×2	586	6,516円	652円	1,304円
	PT・OT等による訪問の場合(60分) ※1日に2回を超えて実施する場合は90/100		訪問看護 I 5・2超	792	8,807円	881円	1,762円
加算	サービス提供体制強化加算(1回につき) ・別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、利用者に対し、訪問看護を行った場合に加算される		サービス提供体制強化加算	6	66円	7円	14円
			サービス提供体制強化加算×2	12	133円	14円	27円
			サービス提供体制強化加算×3	18	200円	20円	40円
			サービス提供体制強化加算2(定期巡回・随時対応サービスは1月につき)	50	556円	56円	112円
	利用者の同意を得て、計画的ではない緊急時訪問を必要に応じて行う場合※計画に位置付けた方に限り		緊急時訪問看護加算1*3	574	6,382円	639円	1,277円
	医療ニーズの高い利用者に対して、看護体制を強化する要件を満たしている場合。月1回、介護訪問看護のみ。		看護体制強化加算 I	550	6,116円	612円	1,224円
	特別な管理を必要とする利用者に対して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合		特別管理加算(I)	500	5,560円	556円	1,112円
			特別管理加算(II)	250	2,780円	278円	556円
	新規に看護計画書を作成した場合(サービス初回月)		初回加算	300	3,336円	334円	668円
	病院、診療所、老健、介護医療院に入院中又は入所中の者に対し、主治医等と連携し必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合(初回加算算定の場合は算定不可)		退院時共同指導加算(1回) ※特別管理加算の場合に限り2回可	600	6,672円	668円	1,335円
	ケアプラン上90分以上のサービスを位置付けている場合1回につき加算※特別管理加算の対象者に限る		長時間訪問看護加算	300	3,336円	334円	668円
	複数の看護師等が同時に看護を行う場合	複数名訪問加算 I	所要時間30分未満	254	2,824円	283円	565円
			所要時間30分以上	402	4,470円	447円	894円
	看護師等が看護補助者と同時に看護を行う場合	複数名訪問加算 II	所要時間30分未満	201	2,235円	224円	447円
			所要時間30分以上	317	3,525円	353円	705円
厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、ターミナルケアを行った場合(介護給付に限る)		ターミナルケア加算(死亡月)	2,000	22,240円	2,224円	4,448円	
午前6時～午前8時、又は午後6時～午後10時の時間帯に居宅サービス計画上に位置付けて訪問看護を行った場合		夜間早朝加算	所定単位×1.25				
午後10時～午前6時の時間帯に居宅サービス計画上に位置付けて訪問看護を行った場合		深夜加算	所定単位×1.5				
定期巡回・随時対応サービス・連携型訪問看護(介護給付に限る)(月定額)			2,954	32,848円	3,285円	6,570円	
要介護5の者の場合にのみ前項に加算(1月につき)			800	8,896円	890円	1,780円	

\*1 …… 20分未満の訪問看護(介護予防含む)は、特定の場合のみ利用可能です。

\*2 …… 1月にご利用された介護保険サービスの合計単位数が、介護保険被保険者証に記載された「区分支給限度基準額」を超えた場合、超過分は保険対象外(全額自己負担)となる場合がありますのでご注意ください。

\*3 …… 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、状態等限定せず、早朝、夜間、深夜の訪問看護に関わる加算を算定します。

《利用料負担額の計算方法》 ※実際の請求と料金表の合計とは小数点以下の処理から誤差が生じる場合があります。

地域単価×単位数=〇〇円(1円未満切り捨て)

〇〇円-(〇〇円×負担割合※1(1円未満切り捨て))=△△円(利用者負担額) ※1負担割合は1割負担の場合:0.9、2割負担の場合:0.8

《運営規程で定めたその他の費用(利用者負担)》

その他	交通費	通常の実施地域(港南区、磯子区、栄区、戸塚区)以外の地域の方は、交通費がかかります。 公共交通機関利用・・・実費負担、訪問車利用・・・実施地域を越えた分について、片道1キロメートル毎に50円
		亡くなられた後処置(死後の処置代12,000円)

《通常のサービス提供を超える費用(利用者負担額10割)》

項目	金額
介護保険外サービス	介護報酬の告示上の額と同額とします。 区分支給限度額を超えてサービスを利用した場合など介護保険枠外のサービス料金